

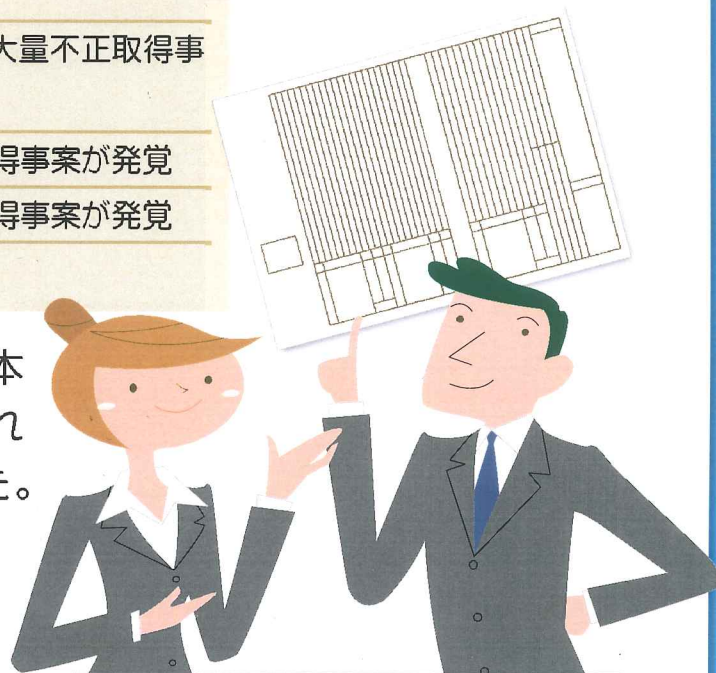
戸籍謄本等不正取得事案の発覚と対応

戸籍謄本等不正取得事案の発覚

京都府内の市町村にも関係する戸籍謄本等不正取得事案が全国で続発しています。こうしたこと背景としては、身元調査が行われていることが考えられます。

- 平成15年8月 京都で司法書士が戸籍謄本等を不正取得し、結婚反対に利用された結婚差別事案が発覚
- 平成17年4月 大阪府、兵庫県の行政書士らによる戸籍謄本等の大量不正取得事案が発覚
- 平成19年8月 三重県の行政書士による戸籍謄本等の大量不正取得事案が発覚
- 平成20年4月 兵庫県の司法書士による戸籍謄本等の大量不正取得事案が発覚
- 平成20年5月 改正戸籍法・住民基本台帳法の施行

戸籍や住民基本台帳が原則非公開とされ、戸籍謄本等の請求に関し、本人確認等の手続きが厳格化されました。また、不正取得者への罰則が強化されました。



事案への対応

● 行政書士・司法書士の処分

不正取得事案に関与した行政書士等については、裁判により違法との判決を受け、戸籍法等による過料処分を受けるとともに、行政書士法等に基づく処分を受けています。

● 府内市町村の取組(被取得者本人への告知対応)

現行制度では、不正取得された本人にはその事実が分からないため、京都府と市町村が協議を行い、ほとんどの市町村において裁判で違法が確定した事案については、不正に取得された本人にお知らせすることとしています。

● 行政書士会等への要請活動

京都府においては、学校、職場、地域社会における人権教育・啓発に努めるとともに、戸籍謄本等の不正取得事案の続発している状況に鑑み、京都人権啓発行政連絡協議会※の構成団体として、府内の八士業の団体(弁護士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、税理士会、社会保険労務士会、弁理士会、海事代理士会)に対して職務上請求用紙の適正な使用及び管理を求めています。

※京都人権啓発行政連絡協議会とは…

京都府内の国の行政機関・京都府・京都市で構成されており、京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に資するため、相互に連携・調整し、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

京都人権啓発行政連絡協議会 構成機関

京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・
京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・
近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市